

民生協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 1 月 21 日 (月)
午前 10 時
場所 第 3 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 生活困窮者自立支援事業に関する運営事業者公募の選定結果について
- 2 八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」運営事業者の選定について
- 3 市県民税賦課誤りに伴う国民健康保険税の賦課更正について
- 4 介護事業者の行政処分について
- 5 平成 30 年八戸市の火災と救急・救助について
- 6 その他

生活困窮者自立支援事業に関する運営事業者公募の選定結果について

生活困窮者自立相談支援事業及び生活保護受給者等就労準備支援事業については、1者から、また生活困窮者等学習支援事業については2者から応募があり、それぞれについて「事業者選定委員会」において選定審査を行った結果、以下のとおり最優秀提案者を選定した。

1. 生活困窮者自立相談支援事業

- (1) 最優秀提案者 社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会
会長 田口 豊實
- (2) 委託期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (3) 委託料の提案額 24,438千円（市が提示した上限額24,700千円）

2. 生活保護受給者等就労準備支援事業

- (1) 最優秀提案者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
- (2) 委託期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (3) 委託料の提案額 36,296千円（市が提示した上限額36,300千円）

3. 生活困窮者等学習支援事業

- (1) 最優秀提案者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
- (2) 委託期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (3) 委託料の提案額 14,799千円（市が提示した上限額14,800千円）

4. 選定までの経過及び今後の予定

平成30年10月1日（月）	プロポーザル公募開始
平成30年10月22日（月）	事業者への説明会開催
平成30年11月20日（火）	公募締め切り
平成31年1月9日（水）	プレゼンテーション・選定委員会開催
平成31年4月1日（月）	業務開始

※ 実施状況を評価の上、最長で平成36年3月31日までの継続契約を可能とする。

参考（事業の概要）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の早期支援と自立促進を図るため、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、次の事業を一体的に実施する。（生活困窮者が対象）

ア 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を広く受け止め、健康、障害、仕事、家族関係など多様で複合的な課題を分析し、その解決に向けた専門機関への適切なつなぎや個々人の状態にあった自立支援計画を作成し支援する。

イ 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を有期（原則3か月）で支給する。

ウ 家計相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する助言や指導、貸付のあっせん等を実施し、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援する。

(2) 生活保護受給者等就労準備支援事業

就労意欲や生活習慣など、稼働能力の活用に課題があり、直ちに一般企業等への就労による自立を目指すことが困難な者に対し、専門家によるカウンセリングや短期の就業訓練等、就労に向けた準備の場を提供する。（生活困窮者及び生活保護受給者が対象）

(3) 生活困窮者等学習支援事業

生活困窮世帯の中学校1年生から高校3年生に対し、学習支援と居場所の確保を行う。（生活困窮者及び生活保護受給者が対象）

八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」運営事業者の選定について

八戸ポータルミュージアム（はっち）4階に開設している八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」の平成31年度の運営を委託する事業者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市子育てつどいの広場運営事業者選考会での審査を踏まえて、次のとおり運営事業者を選定した。

1 運営事業者

特定非営利活動法人 はちのへ未来ネット
代表者 平間 恵美

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※但し、実施状況を評価の上、最長で平成36年3月31日までの継続契約を可能とする。

3 委託料の提案額

15,000千円（市が提示した上限額 15,000千円）

4 選定までの経過

9月21日	募集要項の公表
11月12日～11月29日	応募書類の受付
12月19日	選考会

5 今後の予定

平成31年4月1日 業務委託契約の締結・業務開始

市県民税賦課誤りに伴う国民健康保険税の賦課更正について

1. 経緯

複数の自治体において、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）の税額算定に一部誤りが発生していることから調査を行った結果、当市においても同様に誤りがあることが判明し、市県民税が変更されることとなった。

このうち5名について、所得額変更に伴い、国民健康保険税についても税額変更（還付）となったものである。

2. 原因

市県民税の税額は、原則として申告書（確定申告書又は市県民税申告書）の記載内容に基づいて算定するものであるが、地方税法の改正により「上場株式等に係る配当所得等」に関する規定が創設された際、市県民税の納税通知書送達後に申告書が提出された場合は、「上場株式等に係る配当所得等」については市県民税の税額算定に算入しないこととされた。

しかし、当市では市県民税の納税通知書送達後に申告書が提出された場合であっても、「上場株式等に係る配当所得等」を市県民税の税額算定に算入していたことにより税額に誤りが生じたものである。

3. 対象件数及び金額

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 納付：対象年度 | 平成28年度～平成30年度 |
| 件数 | 24件(21名) |
| 金額 | 175,413円 |
| (2) 還付：対象年度 | 平成26年度～平成30年度 |
| 件数 | 8件(6名) |
| 金額 | 12,300円 |

4. 国民健康保険税への影響

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 還付：対象年度 | 平成28年度～平成30年度 |
| 件数 | 5件(5名) |
| 金額 | 294,400円 |

5. 対応

- ・ 対象者に対して個別に本件についてお詫びし、内容説明を行ったうえで納付又は還付の手続きを依頼
- ・ 複数体制による確認作業を徹底し、再発防止を図る。

介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の規定により、平成 31 年 1 月 9 日付けで指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者並びに指定地域密着型サービス事業者の指定の効力の一部停止処分を行いましたので、報告します。

1 事業者の名称等

- (1) 法人名 株式会社 ゆとり
- (2) 代表者 代表取締役 工藤 久子
- (3) 所在地 青森県八戸市諏訪二丁目 6 番 18 号

2 指定居宅サービス事業者等の名称等

- (1) 事業所名称 ①訪問看護ステーションゆとり、②看護多機能ホームまべちの風
- (2) 事業所所在地 青森県八戸市大字尻内町字表河原 31 番地 2
- (3) サービス種類 ①指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、
②指定看護小規模多機能型居宅介護

3 処分内容

指定の一部の効力停止
平成 31 年 2 月 1 日から 12 月間、新規利用者の受入れ停止及び介護報酬を 7 割とする。

4 処分の理由

	訪問看護ステーションゆとり	看護多機能ホームまべちの風
不正な手段による指定申請 【法第 77 条第 1 項第 9 号、 法第 78 条の 10 第 11 号、 法第 115 条の 9 第 1 項】	<p>「看護多機能ホームまべちの風」は、「小規模多機能型居宅介護まべちの風」に「訪問看護ステーションゆとり」を移転し一体的に運営することにより、指定地域密着型サービス事業者として指定を受けていたが、一体的に運営されていないことが判明した。</p> <p>「訪問看護ステーションゆとり」の指定更新申請において、「看護多機能ホームまべちの風」の指定の要件を満たすため、住所地为偽って記載し、指定の有効期間を更新した。</p>	

<p>人員基準違反 【法第 78 条の 10 第 4 号】</p>		<p>平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月（そのうち、6 月は人員基準を満たしていた）まで配置すべき看護職員の員数を満たしていなかった。 平成 30 年 6 月から平成 30 年 8 月まで、管理者が常勤専従していなかった。</p>
<p>不正請求 【法第 77 条第 1 項第 6 号、 法第 78 条の 10 第 8 号】</p>	<p>市内 2 か所の有料老人ホームに看護師等が常駐し、居住者にサービスを提供していたが、介護給付費を減算して請求しなければならないところ、平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月まで不正に請求し、当該費用を受領していた。</p>	<p>人員基準を満たしていない場合、介護給付費を減算して請求しなければならないところ、不正に請求し、当該費用を受領していた。</p>

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した自治体に対して、平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月まで不正に受け取った介護給付費約 22,500 千円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。



平成30年 八戸市の火災と救急・救助

1 火災概況

(1) 発生状況

平成30年における火災の発生状況は、総火災件数が57件で、前年に比べ8件の増加となっている。火災種別でみると、建物火災33件(前年比3件増)、林野火災3件(同1件増)、車両火災10件(同6件増)、その他の火災11件(同2件減)である。

火災による死者は2人(前年同数)で、負傷者は13人(前年比4人減)である。り災世帯は25世帯(同1世帯減)、り災人員は59人(同18人減)、焼損棟数は40棟(前年同数)である。

△印は減少

区 分		年 別	平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)－(B)
火災件数	合 計		57	49	8
	建 物		33	30	3
	林 野		3	2	1
	車 両		10	4	6
	船 舶				
	航 空 機				
	そ の 他		11	13	△ 2
死 者			2	2	
負 傷 者			13	17	△ 4
り 災	世 帯		25	26	△ 1
	人 員		59	77	△ 18
焼 損 棟 数	合 計		40	40	
	全 焼		7	10	△ 3
	半 焼		4	1	3
	部 分 焼		21	13	8
	ぼ や		8	16	△ 8

(2) 出火原因

出火原因別でみると、第1位が「たき火」で9件、第2位が「こんろ」で8件、第3位が「たばこ」で7件となっている。

前年と比較しても、「たき火」が4件、「こんろ」が3件増加し、「排気管」が5件、「ストーブ」が3件減少している。

△印は減少

順位	年 別		平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)－(B)
	原 因	合 計	57	49	8
1	たき火		9	5	4
2	こんろ		8	5	3
3	たばこ		7	6	1
4	放火		3	4	△ 1
5	ストーブ		2	5	△ 3
	マッチ・ライター		2	2	
	溶接機・切断機		2	1	1
	配線器具		2		2
	煙突・煙道		2		2
	電気機器		2		2
	排気管			5	△ 5
	その他		15	14	1
	不明		3	2	1

2 救急概況

平成30年における救急出動は9,295件で、前年に比べ461件の増加、医療機関への搬送人員は8,810人で491人の増加となっている。一日の平均出動件数は25.5回、56.5分に1回の割合で出動したことになる。

事故種別の出動件数で最も多いのは、急病の6,455件(前年比466件増)で、次いで一般負傷1,034件(同12件減)、転院搬送922件(同16件減)、交通事故494件(同7件減)となっている。

覚知から現場到着までに要した平均時間は8.7分、覚知から医療機関収容までに要した平均時間は33.9分である。

△印は減少

	出 動 件 数			搬 送 人 員			
	平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)-(B)	平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)-(B)	
合 計	9,295	8,834	461	8,810	8,319	491	
急 病	6,455	5,989	466	6,101	5,602	499	
一般負傷	1,034	1,046	△ 12	994	1,010	△ 16	
交通事故	494	501	△ 7	519	501	18	
自損行為	96	84	12	68	54	14	
労働災害	85	94	△ 9	83	93	△ 10	
運動競技	71	76	△ 5	71	75	△ 4	
加 害	48	23	25	40	16	24	
火 災	39	28	11	13	18	△ 5	
水難事故	9	11	△ 2	3	6	△ 3	
自然災害	1	7	△ 6	1	7	△ 6	
そ の 他	転院搬送	922	938	△ 16	916	937	△ 21
	医師搬送	16	22	△ 6			
	資器材等輸送	1		1			
	その他	24	15	9	1		1

(注)事故種別中「その他のその他」には、正常分娩・泥酔者・虚偽等を含む。

3 救助概況

平成30年における救助出動は56件で前年に比べ16件増加、救助人員は36人で前年に比べ5人の増加となっている。

事故種別で見ると、交通事故が24件(前年比5件増)、水難事故が10件(同2件増)、火災が5件(同1件増)、機械による事故が4件(同4件増)、建物等による事故2件(同1件増)、ガス及び酸欠事故が1件(同1件増)、その他の事故が10件(同2件増)となっている。

事故種別毎の救助人員は、交通事故が19人、水難事故が6人、火災が5人、建物等による事故が2人、ガス及び酸欠事故が2人、その他の事故が2人となっている。

△印は減少

区 分 種 別	出 動 件 数			救 助 人 員		
	平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)-(B)	平成30年 (A)	平成29年 (B)	増 減 (A)-(B)
合 計	56	40	16	36	31	5
交通事故	24	19	5	19	13	6
水難事故	10	8	2	6	6	
火 災	5	4	1	5	6	△ 1
機械による事故	4		4			
建物等による事故	2	1	1	2	1	1
ガス及び酸欠事故	1		1	2		2
自然災害						
その他の事故	10	8	2	2	5	△ 3